

ふるさと・くるめ応援寄付返礼品の選定に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ふるさと・くるめ応援寄付」の寄付者に対して贈呈する返礼品の品、サービス等（以下「返礼品」という。）及びこれらを提供する返礼品提供事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(返礼品提供事業者)

第2条 返礼品提供事業者は、次条の要件を満たす返礼品を提供できる者であって、次の各号の要件を全て満たすものとする。ただし、特に久留米市にゆかりがあり、市のPRにつながる場合は、この限りでない。

- (1) 市内に本社又は事業所を有する法人その他の団体及び事業を営む個人
- (2) 法令を遵守し、生産、製造、販売、サービス等を行っているもの
- (3) 市税の滞納がないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないもの又は法人であってその役員が暴力団員でないもの
- (5) 品質及び数量の面において安定供給が可能で、原則として「久留米市ふるさと納税出荷管理システム」による出荷依頼を受け、出荷管理及び全国発送を行うことができるもの
- (6) 個人情報 の適正な取扱いができるもの
- (7) 生産物賠償責任保険等に加入し、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできるもの（ただし、生鮮品については、この限りでない。）

(返礼品)

第3条 返礼品は、次条に定める要件を満たし、かつ、ふるさと納税の返礼品としてふさわしく、市の魅力発信及び産業振興につながる特産品等（農産物、地酒、焼鳥やラーメン等の食料品、久留米餅や籃胎漆器等の伝統工芸品等）であって、第6条に定める「ふるさとくるめ応援寄付事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において認められたものとする。

2 返礼品の掲載は、選定委員会の都度、見直しを行うものとする。

(返礼品の共通要件)

第4条 返礼品は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 平成31年総務省告示第179号（以下「総務省告示」という）第5条各号に該当するものであること。
- (2) 返礼品の価格が50万円を超えないもの
- (3) 電気・電子機器、貴金属その他資産性が高いものでないもの
- (4) プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金その他金銭類似性がないもの

(返礼品提供事業者の申込み)

第5条 返礼品の提供を希望する事業者は、ふるさと・くるめ応援寄付事業者エントリーシート（様式第1号）に必要事項を記入の上、市税の滞納がないことの証明及び必要な添付書類を添えて提出するものとする。ただし、第2条第1項ただし書により、市外事業者が申し込む場合は、これに代えて国税の滞納がないことの証明を提出するものとする。

- 2 返礼品提供事業者として選定された事業者が、翌年度も継続して返礼品の提供を希望する場合は、ふるさとくるめ応援寄付事業者エントリーシート（第1号様式）に代えてふるさとくるめ応援寄付事業者継続届出書（第2号様式）により申込みことができる。

（返礼品提供事業者及び返礼品の選定）

第6条 提出されたエントリーシートの内容等については、選定委員会において審査し、返礼品提供事業者及び返礼品を選定する。

- 2 選定委員会は、総務部長、総務部次長、総務課課長補佐及び総務課主査で構成し、必要により、関係部局の意見を聴取するものとする。
- 3 選定委員会は年3回程度開催するものとし、選定委員会において審査されたものについては、審査結果通知書（第3号様式）によりその結果を通知する。

（選定の取消し）

第7条 返礼品提供事業者として選定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、選定を取り消すものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
 - (2) 第2条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。
 - (3) 返礼品として選定されたものが、寄付者に選択されなかったとき。
- 2 返礼品が次の各号のいずれかに該当する場合は、選定を取り消すものとする。
 - (1) 第3条及び第4条の規定による選定要件を満たさなくなったとき。
 - (2) その他、選定委員会において、久留米市のふるさと納税の返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。

（その他）

第8条 返礼品提供事業者等については、原則として別表1に掲げる条件により募集を行い、これを選定する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に契約を締結している返礼品提供事業者については、この要領の規定にかかわらず、平成30年3月31日までは、現に締結している契約によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年2月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後のふるさと・くるめ応援寄付返礼品の選定に関する要領は、令和2年2月1日以後に選定する返礼品について適用し、同日前に選定する返礼品については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後のふるさと・くるめ応援寄付返礼品の選定に関する要領は、令和3年2月1日以後に選定する返礼品について適用し、同日前に選定する返礼品については、なお従前の例による。

【返礼品の募集にかかる条件】

	項目	条件
1	募集スケジュール	返礼品の募集にあたっては、毎年度当初にそのスケジュールを公開し、募集を行うものとする。
2	返礼品提供事業者数	返礼品提供事業者数の上限枠は、当面の間設けない。
3	1事業者当たりの提案数	1事業者が提案できる返礼品数は、一の年度内において5点以内とする。但し、市及び市から返礼品開発に係る業務を受託した事業者からの申し入れにより提案するものはこの限りでない。
4	返礼品等の価格設定	返礼品提供事業者は、選定委員会において選定された各返礼品の商品単価（梱包資材代を含む。）及びその送料単価を設定するものとする。なお、送料単価については、全国一律料金を設定すること。
5	必要寄付額の設定	<p>返礼品の選択にかかる必要寄付額については、下記の基準に従い、市が設定するものとする。</p> <p>(1) 返礼品の商品価格（税込み）が寄付額の3割を超えないこと。</p> <p>(2) 原則として、返礼品提供事業者が設定した商品単価及びその送料単価の合計額（税込み）が、寄付額の4割を超えないこと。ただし、下記の条件すべてに合致するものは、特例として4割5分を超えない範囲で認めるものとする。</p> <p>ア 税込み商品価格が4,200円以下</p> <p>イ 冷蔵冷凍状態での配送が必要なもの、または重量が10kgを超えるもの</p> <p>ウ 選定委員会で認められたもの</p> <p>なお、特例として認める返礼品数は、1事業者当たり5品を上限とする。</p>
6	返礼品の掲載等	市は、総務省告示に定められた基準を遵守するために、ふるさと納税各ポータルサイトの返礼品の掲載時期、掲載品目、掲載順序などを決定し、また、必要寄付額等を変更することができる。
7	返礼品に対するクレーム等への対応	商品の品質等に関するクレーム対応や補償に関し、市は一切責任を負わないものとし、寄附者からのクレーム等があった場合は、事業者において真摯に対応し、解決に努めること。また、クレーム等の内容は市に報告すること。
8	その他	市の政策上、返礼品に登録するものに関しては、選定委員会への諮問を要しない。

ふるさと・くるめ応援寄付返礼品提供事業者エントリーシート

久留米市長 宛

《申込者》

事業所 所在地：

名称：

代表者 住所：

ふりがな：

氏名：

印

生年月日： 年 月 日生

電話：

FAX：

ふるさと・くるめ応援寄付の返礼品提供事業者として申し込みます。

1 事業所概要（取扱い商品等）

2 同意事項

- (1) ふるさと・くるめ応援寄付の返礼品提供事業者の要件を確認するため、警察等関係機関へ照会することに同意します。
- (2) 受注状況について公表されることに同意いたします。

3 誓約事項

- (1) 日本国内の関係法令及びふるさと・くるめ応援寄付返礼品の選定に関する要領を遵守し、出品することを誓約します。
- (2) 商品の品質等に関するクレーム対応や補償に関し、市は一切責任を負わないものとし、寄附者からのクレーム等があった場合は、真摯に対応し、解決に努めることとし、クレーム等の内容は市に報告することを誓約します。

4 添付書類

- (1) 市税の滞納のない証明書（申請日から遡って3か月以内に発行されたもの）
- (2) 返礼品登録シート
- (3) 返礼品にかかる製品の各種届出書類の写し等
（例：各種販売業の営業許可や食品表示ラベルの写しなど）

ふるさと・くるめ応援寄付返礼品提供事業者継続届出書

久留米市長 宛

《申込者》

事業所 所在地：

名称：

代表者 住所：

ふりがな：

氏名：

印

生年月日： 年 月 日生

電話：

FAX：

ふるさと・くるめ応援寄付の返礼品提供事業者の継続を希望します。

現在提供している返礼品について、変更は あります ・ ありません

同意事項

- (1) ふるさと・くるめ応援寄付の返礼品提供事業者の要件を確認するため、警察等関係機関及び、法人市民税担当課へ照会することに同意します。
- (2) 受注状況について公表されることに同意いたします。

誓約事項

- (1) 日本国内の関係法令及びふるさと・くるめ応援寄付返礼品の選定に関する要領を遵守し、出品することを誓約します。
- (2) 商品の品質等に関するクレーム対応や補償に関し、市は一切責任を負わないものとし、寄附者からのクレーム等があった場合は、真摯に対応し、解決に努めることとし、クレーム等の内容は市に報告することを誓約します。

添付書類

- (1) 返礼品継続確認シート
- (2) 返礼品登録シート（規格変更・追加がある場合のみ要提出。朱書きや見え消し等、変更箇所がわかるように記載すること）
- (3) 返礼品にかかる製品の各種届出書類の写し、画像データ等
（例：各種販売業の営業許可や食品表示ラベルの写しなど）
- (4) 市外事業者の場合は国税に滞納のない証明書
（提出日から遡って3か月以内に発行されたもの）

年 月 日

ふるさと・くるめ応援寄付事業者選定委員会結果通知

《申込者》宛

久留米市長

下記の通り選定委員会の結果を通知します。

1. 返礼品提供事業者として、《申込者》を

採用します・採用しません

2. 提案のあった返礼品を

全て採用します・一部採用します・全て採用しません

※商品別の選定結果については、別紙のとおり

3. その他

〒830-8520

福岡県久留米市城南町15-3

久留米市役所総務部総務課

TEL：0942-30-9744

Mail：furusato@city.kurume.fukuoka.jp

様式第3号（第5条関係）別紙

<< 申込者名 >>

※返礼品掲載の優先順位は本表記載順とする

No.	提案返礼品名	結果	該当条項 総務省告示第179号第5条	備考（不採用の場合はその理由）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				